

平成二十五年二月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第一号
抜刷

共与（ム夕）攷

金

泳

和

共与（ムタ）攷

金 泳 和

□ 要 旨

『古事記』仲哀記にみられる「共与天地」について現行諸注のうち、『新編全集』を除く諸注釈書は「天地ノムタ」と訓じている。これは『古事記伝』の指摘以後、諸注釈書がこれを採用したためであろう。ところが、この箇所に対する古写本は悉く「天地トトモニ」として記されている。

諸注釈書がこの箇所を「天地ノムタ」と読む根拠として挙げられている『万葉集』の用例（浪之共、風之共、可是能牟多）などは、いずれも「名詞＋ノ（若しくはカ）＋共」という表記を以ている特徴がある。もし、仲哀記における「共与天地」を「天地ノムタ」と読もうとするならば、その表記は「天地＋之＋共」のようになるはずである。これは『万葉集』が倭文（日本語）名詞＋助辭＋共を、『古事記』が漢文（共＋助辭＋名詞）の性格を現わしていることであろう。つまり、『古事記』の用例は訓読することを前提にして記されていると考えられる。

このように、万葉集の用例との比較、その表記上からみて、これを「ムタ」と訓じるよりむしろ古写本にあるように「トモニ」と訓じるのが自然ではないだろうか。

□ キーワード

むた 共与 古事記 古事記伝 万葉集

一. はじめに

『古事記』 仲哀記・神功皇后の新羅侵略の段に、

於是其國王畏惶奏言、自今以後、隨天皇命而、爲御馬甘、每年雙船、不乾船腹、不乾柁櫂、共与天地、無退仕奉。

という記事がみられ、「共与天地」を以て「天地ノムタ」と訓じている。この箇所「共与」の表記に対する異同は見当たらないが、訓異同は確認できる。⁽¹⁾「ムタ」という訓は『古事記伝』に「共與天地は、天地能牟多と訓べし、…みな与共と云ことを、能牟多と云り、古言なり、云々」という指摘があり、古語に基づいていると述べている。

しかし、同表記（「共与」）を以て「トトモニ」と訓じている例（後述）も確認できる。このように「共与」という表記を以て「ノムタ」のみならず「トトモニ」と訓じられているものがある以上、何に基づいて訓じられたのかについて検討すべきであろう。そして、「共」と「与」の一字ではなく、⁽²⁾「共与」の熟字訓で「ムタ」と訓じていることは、「共」あるいは「与」字自体が持っている意味ではない他の意味を表わすのか、この訓（ムタ）とどのような関連があるのかについても視野に入れて検討したい。

二、「共与」の表記

二・一「共与」に対する研究史

「共与」に対する訓は兼永本（十六世紀書写）をはじめとする古写本ではひとしく「トトモニ」で、異同はないが、『古事記伝』は「ノムタ」と訓じている。ところが、現行諸注のうち、最新の『新編全集』を除く諸注釈書は（『古事記伝』、『岩波大系・古事記祝詞』、『全集・古事記／上代歌謡』、『古事記全註釈・中巻篇（下）』、『新潮日本古典集成・古事記』、『新訂版古事記』、『神道大系・古典註釈編1（古事記註釈』、『新編全集1：古事記』など）、この箇所「共与」を「ノムタ」と訓じていて、これはいづれも『古事記伝』の訓をそのまま承けているように思われる。

写本・版本	ノムタ	トトモニ 兼永本（鈴鹿本）、春日本、前田本、曼珠院本、猪熊本、寛永版本、延佳本 『新編全集』（一九九七）
注釈書	『古事記伝』（二七九八） 『岩波大系』（二九五八） 『全集』（一九七三） 『全註釈』（一九七九） 『新潮古事記』（一九七九） 『新訂版古事記』（一九八六） 『神道大系』（二九九〇） 『国史大系』（二九九八）	

共与（ムタ）攷（金）

『新編全集』が「トトモニ」を採用したのは古訓に照らして正鵠を射たものであるけれども、一方で、宣長が何を根拠にして、当該「共与」を「ノムタ」と訓読したのかは、形式名詞「ムタ」の特殊性に照らして考えておいた方がよいと思われる。まず、宣長が何を根拠にしてこの箇所を「ノムタ」と訓じているかを検討してみたい。『古事記伝』には、

共與天地は、天地能牟多と訓べし、【天地登共爾ト訓むも、あしきには非ず、】万葉二に、浪之共、彼縁此依、又、
風之共、靡如、四に、浪之共、靡珠藻乃、九に、神之共荒競不勝而、十に、峯上爾、零置雪師、風之共、
此間散良思、十二に、風之共、雲之行如、十五に、可是能牟多、与世久流奈美尔、又、君我牟多、由可麻之毛能
乎などある、みな与共と云ことを、能牟多と云り、古言なり、書紀神代卷に、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、
万葉二に、天地与、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴、出雲國造神賀詞に、明御神能大八島乎、天地日月等
共爾、安久平久知行牟、云々。
〔本居宣長全集第十一卷古事記伝〕

とあり、宣長は『万葉集』の「浪之共（ナミノムタ）、風之共（カゼノムタ）、可是能牟多（カゼノムタ）」を根拠として「ノムタ」と訓じるべきだと指摘している。確かに用例として挙げられているのは「トトモニ」と訓じる箇所ではなく「ノムタ」と訓じるべき箇所である。この点については、たとえば、仙覚が、

浪之共

此句古點ニハ、ナミノトモト點ス。イマハナミノムタト點ス。トモトイフコトハラ、古語ニハ、ムタトイフ也。
トモトヨメリトモ、ソノ心オナシケレトモ、古語ニハ、ムタトイフ。日本記ニミエタリ。此集ニモミエタリ。古
集ニムカヒテ、古語ヲソムクヘカラサレハ、ムタと點スル也。
〔仙覚抄〕

のように「ノムタ」についても通底しているが、この「ムタ」の語義に関わる積極的な考察は見受けられない。

二二「共与」の用例

上代文献の中、「共与」の用例が確認できるのは『古事記』二例（上記例を含む）⁽⁸⁾、『日本書紀』一例、合計三例である。

① 於是、大國主神愁而告、吾獨何能得作此國。孰神與吾能相作此國耶。是時有光海依來之神。其神言、能治我前者、吾能共與相作成。
（上・大國主神の国作り）

② 於是其國王畏惶奏言、自今以後、隨天皇命而、爲御馬甘、每年雙船、不乾船腹、不乾柁櫂、共与天地、無退仕奉。
（中・仲哀記）

③ 仍大伴連吹負、率數十騎劇來。則熊毛及諸直等、共與連和。軍士亦從。
（天武紀元年六月）

上の三例においての訓異同を簡単にまとめると、

	句		訓異同
①	吾能共與相作成	トトモニ	トモドモニ
②	共与天地	トトモニ	ノムタ
③	共與連和	訓異同なし	

であり、三例は同表記（「共与」）を以ていながら、訓は「ノムタ」もしくは「トトモニ」として異なる。同表記にも関わらず異なる訓になるのは漢字そのものの性格と関連するだろうか。つまり、漢文はその語順（や声調）により意味が異なるので、同義結合である「共与」が「与共」のようになる場合はどのような訓になるのかについて検討する。上代文献の中、「与共」の表記は『日本書紀』四例、『万葉集』五例が確認できるが、その訓は「ノムタ」ではなく、「トトモニ」と訓じられている。

共与（ムタ） 攷（金）

④方知、實是皇孫之胤。然豐吾田津姬、恨皇孫不與共言。

(神代第九段一書六)

⑤於是、弟嘯已停、而風亦還息。故兄知弟德、欲自伏辜。而弟有愠色、不與共言。

(神代下第十段一書第四)

⑥⑦二年秋八月己未朔、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王無罪。而大泊瀨天皇射殺、棄骨郊野、至今未獲。憤歎盈懷。臥泣、行號、志雪讎恥。吾聞、父之讎不與共戴天。兄弟之讎不反兵。交遊之讎不同國。夫匹夫之子、居父

母之讎、寢苦枕干不仕。不與共國。

(顯宗紀二年八月)

神代紀にみられる④⑤「不與共言」は「あい言はず」と訓じられているが、これは「とともに(お互いに)言はず」とも読めるところである。一方、顯宗紀にみられる⑥「不與共戴天」は「ともに天を戴かず」となり、「與共+動詞+名詞」の構造でこの「與共」は「介辞(前置詞)+副詞」の構造で副詞の役割をするが、⑦「不與共國」は「國をとみにせず」となり、「與共+名詞」の構造を以て動詞の役割をしているところが異なる。

一方、『万葉集』の五例は、

⑧天地与 共將終登念乍奉仕之情違奴

(万2・一七六)

⑨讚岐國者國柄加雖見不飽神柄加幾許貴寸天地日月与共:

(万2・三二〇)

⑩天地与 共久住波牟等念而有師家之庭羽裳

(万4・五七八)

⑪:色名付思吉百礮城之大宮人者天地 与日月共万代尔母我

(万13・三三三四)

⑫君之往若久尔有婆梅柳誰与 共可吾縵可牟

(万19・四三三八)

とあり、「名詞+与+共+用言」あるいは「名詞+与+共+名詞」を以て表記されていて、その訓はいずれも「とともに」である。また、「与+共」は句が異なっても、その間に名詞が挟んでいてもその用法に違いは見当たらない。つまり、「与」は介辞(前置詞)の役割を、「共」は副詞の役割をしている。以上のことを踏まえて考えると、同義結合である「共

与」と「与共」の表記順による意味差はない。これは漢字「与」が漢文訓読の助辞として「AとB」の格助詞（並列助詞）で使うことが一般的で、「与共」を「くとも」と読むのは、それぞれ訓が固定化しているからではないだろうか。つまり、正訓として「与」は「ト」、「共」は「トモニ」と読むことが前提になっている。しかし、「共与天地」とあると、返読して「天地ト（与）トモニ（共）」と読めることになる。

また、上の三例（①～③）のうち①と③は「共与」の後に動詞・形容詞があり、「くするとともに」の意を表わしている。②は「共与」の後に名詞（天地）があり「くとも」との意を表わしている。もとより、「天地」の属性として永続性や恒久性を前提にして、単純な名詞というよりは状態性の語義で用いられているので、截然と分けることはできないが、語法上は①③と②に分けられる。後続語との関連から読み分けられるならば、「ムタ」の語性にも関わる問題である。しかし、「共与」の熟字例は上の三例だけであるので、類意を表わす「共」を検討してみたい。

『古事記』に「共」字は合計二二例、『日本書紀』に「共」字は一五〇例が確認できる。^⑪

⑬故爾、八十神、怒欲殺大穴牟遲神、共議而、至伯伎國之手間山本云、赤猪、在此山。^⑫（上・根の堅州国）

⑭則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那禮河返以之逆流、及河石昇爲星辰、而殊闕春秋之朝、怠廢梳鞭之貢、天神地祇、共討焉。^⑬（紀・神功皇后の新羅侵略）

⑮十四年春正月丙寅朔戊寅、身狹村主青等、共具國使、將具所獻手末才伎、漢織・具織及衣縫兄媛・弟媛等、泊於住吉津。^⑭（雄略紀十四年一月）

⑬⑭はそれぞれ「共に議りて」、「共に討へたまへ」の意味を、⑮は「具國の使と共に」の意を表わしている。三例とも「トモニ」の意味として用いられているが、その表記は悉く「共+動詞」のパターンは「ともに動詞する。」とし

て読む反面、「共＋名詞」のパターンは「名詞とともに」と反読している。これは「共与＋名詞」と同じパターンである。

このように「共」の前後に来る語の性質により順読か反読かが関係することをみると、類義語の「随（まにまに）」が参考になるだろう。「随」は『古事記』で合計三〇例¹³、『万葉集』で三〇例¹⁴が確認できる。

⑬ 故、隨言依賜降坐而知者。

（上・天孫降臨）

⑭ 卽不入坐宮而、引避其御船、泝於堀江、隨河而上幸山代。

（下・仁徳記・八田若郎女と皇后の嫉妬）

⑮ 梓弓 引者隨意 依目友 後心乎 知勝奴鴨

（万2・九八）

⑯ 十月 鍾札尔相有 黄葉乃 吹者将落 風之隨

（万8・一五九〇）

散文である『古事記』では「随＋名詞（若しくは動詞）」を以て悉く「名詞（若しくは動詞）＋まにまに」と訓じられている。これは「共」が後接する品詞（つまり、体言が来るか、用言が来るか）によって、返読するか、順読するかということは対照的である。一方、韻文である『万葉集』では「動詞（若しくは名詞）＋随」を以て「動詞（若しくは名詞）＋まにまに」と訓じられている。

ここで注目したいのは⑭の「隨河而」と⑮の「風之隨」である。その表記順は名詞が後接するか前接するかと異なるが、訓は「名詞のまにまに」と同じである。特に、⑮の「風之隨」は「風之共（万2・一九九）」とその表記が同じ構造（名詞＋之）である。つまり、「風之共」が「風のムタ」と訓じられるように「風之隨」は「風のまにまに」として訓じられている。これは「之」が漢文訓読では「の」として、「随」が漢文訓読では「まにまに」として訓じる事的前提がある。つまり、仮りに「隨風」という表記があるとして、それを「風のまにまに」と読まれるとしたら、「共風」が「風のムタ」として読まれる可能性がある。これは⑭の「隨河而」のように「随＋名詞」が「名詞のまに

まに」として読まれているので、「共＋名詞」が「名詞のムタ」として読まれても差し支えないだろう。

しかし、ここで再確認したいのはその表記である。②の「共与天地」と⑬の「共與國使」は「共＋名詞」の表記を以てしているのに、②の「共与天地」は「天地ノムタ」として、⑬の「共與國使」は「與國の使とともに」と訓じられている。「共与天地」が「天地ノムタ」と読まれるのなら、「共與國使」は「與國の使のむた」と読まれても差し支えないだろう。しかし、記紀における「共＋名詞」のパターンは悉く「名詞とともに」として訓じられている。「共」の後接が同じく名詞にもかかわらず、「ノムタ」と「トモニ」と異なる根拠は何だろうか。両表記(②)の「共与天地」と⑮の「共與國使」の違いは「与」の有無である。それでは、「与」字に「ノ」と読まれる用法があるのか。

『古事記』に「与」は四〇例が確認できるが、その訓は副詞「トモニ」二例、「ト」三四例、「ムタ」一例、動詞として三例であり、「ノ」として読まれた例は見当たらない。⁽¹⁷⁾「与」の字義を『説文解字』⁽¹⁸⁾からひくと、「与 賜予也。一勺爲与。此与與同。」であり、『汉语大辞典』⁽¹⁹⁾をひくと、「与…同。與。《説文・勺部》…与、賜予也。一勺爲与。此与與同。《玉篇・勺部》…与、賜也、許也、予也。亦作與。按…今为…與、的简化字。」で、「ノ」の用法としては用いられないことがわかる。つまり、「与」を「ト」ではなく「ノ」として訓じている用例がない関係で、ここを「天地の…」とは読み難いだろう。これは⑮の「共與國使」も「與國使ノムタ」と読まれる可能性も非常に低くなるだろう。

同じ表記にもかかわらず、異なる読みをするのは何に基づいているのか。上で触れたように、写本(兼永本など)や版本(寛永版本)では「共与」の表記を以て「トモニ」と訓じている。しかし、『古事記伝』をはじめ、各注釈書は「ムタ」として訓じている。そして、その根拠として『万葉集』の用例を挙げている。それでは、ここでもう一度、宣長が根拠として提示した用例をみる。

⑳ (前略) 浪之共 彼縁此依 玉藻成 依宿之妹乎 (後略) (万2・一三二)

㉑ (前略) 風之共 靡如久 取持流 弓波受乃驟 三雪落 (後略) (万2・一九九)

㉒ (前略) 其日之極 浪之共 靡珠藻乃 云々 意者不持 (後略) (万4・六一九)

㉓ (前略) 神之共 荒競不勝而 葦原乃 水穗之国尔 家無哉 (後略) (万9・二八〇四)

㉔ 峯上尔 零置雪師 風之共 此間散良思 春者雖有 (万10・二八三八)

㉕ 国遠見 念勿和備曾 風之共 雲之行如 言者將通 (万12・三一七八)

㉖ 可是能牟多 与世久流奈美尔 伊射里須流 安麻乎等女良我 毛能須素奴礼奴 (万15・三六六一)

㉗ 君我牟多 由可麻之毛能乎 於奈自許登 於久礼弓乎礼杼 与伎許等毛奈之 (万15・三七七三)

上に挙げている用例以外にも『万葉集』で訓字表記四例、字音表記一例が確認できて、合計二三例が「ムタ」という語彙として訓じられている。これらの用例は悉く「名詞＋の(が)＋ムタ」の型式を取り、「〜とともに。〜につれて。」の意味を表わす。このように「ムタ」は必ず助詞の「ノ(若しくはガ)」が前接するので、「共与」の用例はこの条件に当てはまらない。勿論、『古事記』や『日本書紀』の用例は地の文であるため、『万葉集』の用例のような韻文とはその表記上、性格が異なることもあるかも知れない。²¹⁾ここで、興味深いのは散文では「共与」、「与共」の両方の表記が確認できる反面、韻文では「与共」の表記のみ確認できるということである。『史記』の一例をはじめ「共与」は一二例、「与共」は『漢書』の二四例をはじめ合計二五二例が確認できる。

『史記』齊悼惠王世家・第二十二

…來，興居曰：「請與太僕嬰入清宮。」廢少帝，共與大臣尊立孝文帝。…

『漢書』本紀卷一下・高帝

…宜。「四」師古曰…「理宜然也。」君王能與共天下，可立致也。「五」師古曰…「共有天…

これは漢籍からも同じような傾向がみられる。つまり、漢籍（散文）でも「共与」、「与共」の両方の表記が確認できるが、韻文（唐詩）ではもっぱら「与共」の表記のみ確認できるのだ。これはその表記がたとえ漢語を用いても、その読みは和語であることを前提するからであろう。²²⁾

三．おわりに

『古事記』仲哀記にみられる「共与天地」の「共与」は従来「ムタ」と訓じられている。これは兼永本をはじめする写本・版本（寛永版本）に「トトモニ」という訓があるにもかかわらず、『古事記伝』以後「ノムタ」として訓じられるようになっていた（ただし、『新編全集』は「ともに」と訓じている）。

諸注釈書がこの箇所を「ノムタ」と読む根拠として挙げられているのが、『万葉集』の用例（浪之共、風之共、可是能牟多）などである。しかし、『万葉集』の用例はいずれも「名詞＋ノ（若しくはカ）＋共」という表記を以ている特徴がある。もし、仲哀記における「共与天地」を「天地ノムタ」と読もうとするならば、その表記は「天地＋之＋共」のようになるはずである。しかし、当該所は散文と韻文という表記上の性格が異なる。

類例と思われる「共」の例をみると、散文（『古事記』『日本書紀』）では悉く「共＋名詞」の場合には「名詞とともに」として（勿論、「ノムタ」と訓じている用例は一例も見当たらない）、「共＋動詞」の場合は「ともにくする（動詞）」としてきれいに読み分けている。しかし、これは「ともに」という副詞に限る現象の可能性もあるので、類義の「随（まにまに）」を以て検討してみる。「随」は『古事記』では「随＋名詞（若しくは動詞）」を以て悉く「名詞（若しくは動詞）」

「まにまに」と訓じられている。これは「共」が後接する品詞（つまり、体言が来るか、用言が来るか）によりその読む順（倒置するか、順読するか）が異なることと違いがある。一方、韻文である『万葉集』では「動詞（若しくは名詞）＋随」を以て「動詞（若しくは名詞）＋まにまに」と訓じられている。つまり、「随＋名詞」が「名詞のまにまに」として読まれていることから考えると、「共＋名詞」が「名詞のムタ」として読まれても差し支えないことになる。但し、こういう場合、仲哀記にみられる「共与」の「与」字が気になる。通常、「与」は助詞として主に用いられていて、稀に動詞としても用いられるが、「ノ」としては用いられないのだ。つまり、仲哀記の「共与天地」を「天地ノムタ」と読むなら、その表記に「ノ」にあたる表記が必要であるが、その場所に「与」が来てはいるものの、「与」には「ノ」に当該する用法がない。

このように、万葉集の用例との比較、その表記上からみて、これを「ムタ」と訓じるよりむしろ古写本にあるように「トモニ」と訓じるのが自然ではないだろうか。

注

(1) 本文異同は、「共与」の「与」を「與」とするものがある以外は大きな異同はない。「與」と「与」の差異はあるが、両字の間は正字であるか否かの違いなので、本稿では同字として扱う。ただし、例文として挙げる際には底本（真福寺本）による表記にする。

(2) 諸本の「共与」の訓異同をば、『諸本集成古事記中巻』（第三分冊）に拠ると、真福寺本に訓はなく、兼永本（鈴鹿本）、春日本、前田本、曼珠院本、猪熊本、寛永版本、延佳本は「トトモニ」とあり、古事記伝にもとづく訂正古訓古事記は「ムタ」としてゐる。

(3) 『懷風藻』五言詩には「共」あるいは「与」一文字を以て「ムタ」と訓じている(注21を参照)。「古事記」上巻「葦原中国の平定」段にも「与」一文字を以て「ムタ」と訓じる用例があるが、これについては注17を参照。

(4) 荻原浅男・鴻巣隼雄(一九七三)『全集・古事記／上代歌謡』小学館

p. 238 (頭注) …のままに、…とともに。(↓117注15)

cf. p. 117 (頭注15) …ムタは上に「の」「が」を伴い副詞句を作る形式名詞で、…のままに、…とともに、の意。

倉野憲司(一九七九)『古事記全註釈・中巻篇(下)』三省堂、

p. 273 共与天地 アメツチノムタ。万葉に浪之共・風之共(可是能牟多)などが散見してある。記伝に「みな与共と云ことを、能牟多と云り。古言なり。」とある。

西宮一民(一九七九)『新潮日本古典集成・古事記』新潮社、

p. 177 (頭注) 「天地」(天と地)、「共与」(とともに)の漢語や、「無退」(退むことなく)の原文)の仏典語を用いて、

新羅国王の言葉らしく作文している。

「倉野憲司・武田祐吉(一九五八)『大系・古事記祝詞』岩波書店、「丸山林平(一九六九)『定本古事記』講談社、「西宮一民(一九八六)『古事記・新訂版』桜楓社、「小野田光雄校注(一九九〇)『神道大系・古典註釈編1(古事記註釈)』神道大系編纂会」には「ムタ」と訓じるものの、別の説明がない。一方、「トモニ」と訓じる「山口佳紀・神野志隆光(一九九七)『新編全集1:古事記』小学館」にもこの箇所についての説明はない。

編全集1:古事記』小学館」にもこの箇所についての説明はない。

(5) 大野晋・大久保正編集校訂(一九八九)『本居宣長全集 第11巻古事記伝』筑摩書房

(6) 佐々木信綱編(一九二六)『万葉集叢書第八・仙覚全集』古今書院

(7) 『万葉集』『風土記』『懷風藻』『祝詞』に「共与」の熟字用例は、管見では見いだせない。

共与(ムタ) 攷(金)

(8) もう一例の「上巻・大国主神の国作り段」にみられる「共与」に対する注釈は次のようである。

本居宣長著・本居清造再訂（一九三五）『校訂・古事記伝（乾）』吉川弘文館

吾能共與、能字読べからず、共与は、師の登毛登毛爾（トモドモニ）と訓れつる面白し、六帖に、ともどもにと思ひきつれど、かりがねは同じ里へもかへらざりけり、後撰集に、背かれぬ松の千歳のほどよりもともどもとだに慕はれぞせし、返し、ともどもと慕ふ涙の添水は、いかなる色に見えて行らむと見ゆ、今世にも常云言なり、古言なるべし、【凡て古言の、中昔の書にはをさをさ見えぬが、返て今世の言にのこれるがおほきぞかし】

倉野憲司（一九七六）『古事記全註釈・上巻篇（中）』三省堂

吾能共與 記伝に「能字読べからず。共与は、師の登毛登毛爾（トモドモニ）と訓れつる面白し。（中略）今世にも常云言なり。古言なるべし。」とあるが、「能」はヨクと読む方がよく、「共与」はトモドモニと訓んでもよい。

「トモドモニ」「トモニ」の意味は大同小異であるため、ここでこれについては論じない。

トモドモニ	写本・版本	注釈書
トモニ	延佳本、兼永本（鈴鹿本）、寛永版本、道祥祥本	『古事記伝』（一七九八） 『全註釈』（一九七九） 『神道大系』（一九九〇） 『国史大系』（一九九八） 『岩波大系』（一九五八） 『全集』（一九七三） 『新潮古事記』（一九七九） 『新訂版古事記』（一九八六） 『新編全集』（一九九七）

(9) 天武紀にみられる「共興」の訓異同はなく、いずれの注釈書にもこの箇所「共与連和」に関する解釈は見当たらない。

(10) 『古事記』『風土記』『懷風藻』『祝詞』には「与共」の表記が見当たらない。

(11) 二二例の中には「吾能共興相作成」など「共」一文字ではなく「共与」二文字の二例も含む。『古事記』で確認できる二二例の「共」字は、二〇例が副詞（「ともに」の意）として、二例が動詞（「結婚する。まぐはふ。すめる」）として用いられている。

(12) 一五〇例の中には「共與連和」のように「共」一文字ではなく「共与」二文字の一例、「父之讎不與共戴天」のように「与共」の四例も含まれている。その用法としては副詞「ともに。一緒に。」が一四〇例、動詞「一つにする。」など一〇例が確認できるとする。

(13) 『古事記』で「随」は三〇例が確認できるが、その訓は「まにまに」二七例、「ながら」三例である。同じ表記を以て（随＋動詞（若しくは名詞））いるが、その読みは「ながら」は同時性を、「まにまに」は随伴性を表わしていることがうかがえる。

(14) 『万葉集』で「随」は三〇例が確認できるが、その訓は「まにまに」一九例、「ながら」一一例である。その表記は「名詞（動詞）＋随」であるが、一例のみ「随＋動詞」を以ている例がある。

舌藻詠藻 随欲 可赦 兒所見哉 我藻將依 （万16・三七九六）

(15) この「而」は虚字で、その意味はない。

(16) 『古事記』上巻・天若日子の派遣の段に、

故、天若日子之妻、下照比賣之哭聲、与風響到天。

という記事がみられ、この箇所に対する訓の異同は次のようである。

共与（ムタ） 攷（金）

ノムタ	写本・版本	『古事記伝』(一七九八) 『岩波大系』(一九五八) 『全集』(一九七三) 『全註釈』(一九七九) 『国史大系』(一九九八) 『新編全集』(一九九七)
ト	延佳本、兼永本(鈴鹿本)、 寛永版本、道祥祥本	『国史大系』(一九九八)
ノマニマニ	眞淵本	『国史大系』(一九九八)

『国史大系』には二通りの訓(ムタ・マニマニ)が記されているが、「マニマニ」の方が左側に記されていることから、「ムタ」の方が主であることがわかる。また、諸注釈書は『古事記伝』をはじめ、この箇所を「風のむた」と訓じているが、『新編全集』は「ト」と訓じている。

『古事記伝』

與風は加是能牟多と訓べし、万葉二に、浪之共彼縁此依、又、風之共靡如久、十に、峯上爾零置雪師、風之共此間散
良思、十二に、風之共雲之行如、十五に、可是能牟多与世久流奈美尔、この餘もおほし。

『岩波大系』(一九五八・116)

與風は風と共に。

『全集』(一九七三・117)

ムタは上に「の」「が」を伴い副詞句を作る形式名詞で、…のままに、…とともに、の意。

『全註釈第四卷(上)』(一九七七・四四)

與風 記伝に「加是能牟多（カゼノムタ）と訓べし。」とあるのがよい。万葉に「風の共ななびくが如く」（卷二、一九九）・「風の共なここに散るらし」（卷十、一八三八）・「風の共雲なの行く如く」（卷十二、三一七八）・「風の牟多な寄せ来る波に」（卷十五、三六六一）などと多くの用例がある。

(17) 中井光（二〇〇五）「授業で語られない漢文の句法・1」・「と」と訓読する「与」の用法について』『研究紀要』77 pp.20-29）は「与」の用法を従来の反読用法・並列からもっと細かく比較・対象の用法を加えることにより、文の理解度が高くなると指摘している。宇都宮睦男（一九八七）「与」の訓法』『国語国文』56（7） pp.22-40）は白氏文集訓点における「与」の訓法について述べていて、従来のような「AトB与（ト）」の訓法及び再読している訓法などを指摘している。

(18) 許慎撰（一九七年）『説文解字』（真本）台湾中華書局

(19) 汉语大字典編輯委員会（一九九二）『汉语大字典』湖北辞书出版社・四川辞书出版社

(20) 「ムタ」の表記は訓字表記（共）、字音表記（牟多）として表れている。

(21) 同じく韻文である『懷風藻』に「共」若しくは「与」一文字を以て「ムタ」と訓じている。

五言。春苑言宴。一首。

…驚波共絃響。哢鳥與風聞。群公倒載歸。彭澤宴誰論。

五言。在唐奉本國皇太子。一首。

三寶持聖德。百靈扶仙壽。壽共日月長。德與天地久。

しかし、このように一文字を以て「ムタ」と訓じていることが確認できるが、「トモニ」「マニマニ」と訓じているものもある。この箇所の訓異同は次のようである。

共与（ムタ）攷（金）

驚波共絃響	トモニ	『懷風藻新釋』（以下『新釋』とする） 『懷風藻』 『日本漢詩・上代篇』（以下『漢詩』とする）	訓	注釈書
暁鳥與風聞	ムタ	『岩波大系・懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』（以下『岩波大系』とする）		
壽共日月長	マニマニ	『新釋』『懷風藻』『漢詩』		
	ムタ	『岩波大系』		
徳與天地久	トモニ	『新釋』『懷風藻』		
	ムタ	『岩波大系』		
	ムタ	『新釋』『懷風藻』		
	ムタ	『岩波大系』		

また、『常陸風土記』筑波郡の四言詩には「竝齊」「共同」を以て「ムタ」とも訓じているが、その表記及び文脈から「同じく。等しく。」の意を表わすため、この箇所を「ムタ」と訓じるのは若干無理があるのではないだろうか。

愛乎我胤 巍哉神宮 天地竝齊 日月共同 人民集賀 飲食豊富 代代無絶 日日彌榮 百秋萬歳 遊樂不窮者

念のため、漢籍から「並齊」「共同」の用例を検討する。「並齊」は『重刊宋本十三經注疏附校勘記』より三例が確認でき、その意味は「おなじく。一緒に。」である。

『重刊宋本儀禮注疏附校勘記』儀禮疏卷第三十四

…而言之也云凡五服之衰一斬四緝者謂齊衰至緦麻並齊齊既有針功緦之名則没去齊名亦齊可

一方、「共同」は二三例が確認でき、動詞（くを一緒にする。会う。一つにする。）の意を表わす用例と副詞（一緒に。同

じく。ともに。』の意を表わす用例が確認できる。

『後漢書』本紀 凡十卷・卷十上 皇后紀第十上・明德馬皇后

…不念飽。冀乘此道，不負先帝。所以化導兄弟，共同斯志，欲令瞑目之日，無所復恨。何意老志復…

『晉書』帝紀 凡十卷・卷十 帝紀第十・安帝 德宗・隆安五年

…五引後燕錄，通鑑一二二均謂段璣與秦興、段泰共同殺盛，則作「段璣」者是，今從殿本。盛叔…

このように「並齊」「共同」の用例は確認できるが、ここの箇所を「ムタ」と訓じられる場合の条件(名詞＋之＋ムタ)に合わないため、本研究の検討対象から外す。

釋清潭(一九二八)『懷風藻新釋』丙午出版社

杉本行夫(一九四三)『懷風藻』弘文堂書房

齋藤响(一九五六)『日本漢詩・上代篇』元々社

小島憲之校注(一九六四)『日本古典文学大系・懷風藻 文華秀麗集本朝文粹』岩波書店

(22) 山崎福之(一九九三)『万葉集における漢語と表記―文字表現をめぐって―』『万葉集と漢文学』汲古書院)を参照のこと。

〔附記〕

小論の執筆にあたっては、毛利正守先生をはじめする諸先生方のご指導とご教示を賜った。末尾ながら、ここに厚くお礼申し上げる次第である。

(きむ よんふあ・皇學館大学大学院博士後期課程国文学専攻)